

2019年6月

CFIUSによる審査制度改正の概要とパイロットプログラム

2018年8月、トランプ大統領の署名により、外国から米国に対する投資を国家安全保障の観点から審査する対米外国投資委員会 (the Committee on Foreign Investment in the United States (以下、「CFIUS」といいます。))の権限を強化する法案である外国投資リスク審査近代化法 (Foreign Investment Risk Review Modernization Act) (以下、「FIRRMA」といいます。))が成立しました。

本号においては、FIRRMAによるCFIUSの審査制度の改正点の概要と、対米投資を検討する日本企業にとってのCFIUS審査における実務上の検討点について解説します¹⁾。

1. 概要

CFIUSは、1975年に米国における外国投資の影響を評価する省庁横断的な組織として設立されましたが、1986年の富士通によるFairchild Semiconductors, Inc.の買収が国家安全保障の脅威として問題とされたこと等を背景に、1988年に、米国議会により、国家安全保障を脅かす投資を阻止するために対米外国投資を審査する権限がCFIUSに与えられました。CFIUSが国家安全保障上の脅威があると判断された投資は、最終的に大統領の命令によって中止させることができます。

2018年のFIRRMAの成立以前、CFIUSの審査は、米国の事業 (U.S. Business) を外国人が支配 (control) することとなる可能性のある「合併、取得または買収」 (any merger, acquisition or takeover) に限定されていました。例えば、米国企業が米国の事業を外国会社が支配する合弁会社 (JV) に譲渡する場合などが当てはまります。一方、いわゆるグリーンフィールド投資 (既存の米国における事業の支配獲得を伴わない新規の投資) や負債の取引については、CFIUSの審査対象外となっています。

また、CFIUSに対する審査申請は任意ですが、当事者が任意に申請を行わない場合、取引の完了後に取引の撤回を求められるリスクもあるため、近年米国の事業の買収等を行う場合に国家安全保障上の懸念がある場合には、CFIUS

の審査申請対応を行うことも多くなっています。

CFIUSの設立以降、大統領がCFIUSの勧告を受けて取引を阻止した案件は5件²⁾あるとされており、いずれも中国企業が直接・間接的に関与する取引となっています。2000年代前半にはCFIUSが審査した中国が関与する取引は年間数件でしたが、2010年代には中国企業によるシリコンバレーのスタートアップ投資が増加したこともあり、先端技術の流出が懸念されたことから、審査申請件数は年間数十件に及んでいます。

近年でも、米中貿易摩擦を背景として日本企業による海外子会社の中国企業への売却に際してCFIUSから承認が取れなかった件が公表されるなど、日本企業が米国企業への投資や売却を実行する場合においてもCFIUSの審査は重要な検討事項となっています。

2. FIRRMAによるCFIUSの審査制度改正

上記1に述べた状況において、2018年8月に米国議会でFIRRMAが成立しました。FIRRMAは、CFIUSの対米外国投資の審査における権限を以下のとおり大幅に拡大するものです。

(1) 審査範囲の拡大

FIRRMAによって、CFIUSの審査範囲は、米国企業を外国人が支配することとなる「合併、取得または買収」から、支配の取得に至らない場合にも拡大されることになりました。

新たにFIRRMAによりCFIUSの審査対象となるカテゴリとして重要なものは、以下に記載した米国の事業に対する外国人による「その他の投資 (Other Investments)」です。

- ① Critical technology company : 重要技術 (critical technology) を生産、設計、試験、製造、製作または開発する事業
- ② Critical infrastructure company : 重要インフラ (critical technology) を保有、運営、製造、供給またはサービス提供する事業
- ③ Sensitive personal data : 国家安全保障を脅かす形で悪用される可能性のある米国市民のセンシティブな個人情報 を保持または収集する事業

【本号監修・執筆者 (弁護士)】

喜多野 恭夫 (tkitano@kitahama.or.jp)

◆本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

【大阪】北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

【東京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サビアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

また、前記の事業①ないし③への投資を行う外国人が以下のいずれかに該当する場合には、支配の取得に至らなくても、“non-passive investments”（受動的ではない投資）としてCFIUSの審査対象とされています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (i) Access to material non-public technical information in possession of U.S. business : 米国事業が保有している未公表の重要な技術情報にアクセスできること (ii) Board membership or observer rights : 米国事業（企業）における取締役会の取締役やオブザーバーとして参加する権利を得ること (iii) Involvement in substantive decision making regarding critical infrastructure, critical technologies, or sensitive data of U.S. citizens : 重要技術・重要インフラ・米国市民のセンシティブな個人情報を取り扱う事業に関する実質的な意思決定に関与すること |
|---|

実務的には、前記①ないし③に該当する事業に対して投資を行う場合、相手方との間で締結する投資契約や株主間契約において、前記(i)ないし(iii)に該当する内容を規定する場合には、CFIUSの審査申請の必要性を慎重に検討する必要があります。

また、前記に記載した Other Investments 以外にも、外国人の米国内における政府施設に近接する不動産や空港・港湾部の不動産の取得・賃借についても、CFIUSの審査対象とされます。

(2) 審査手続の変更

また、FIRRMAにより、CFIUSの審査手続も変更されることになりました。従前はCFIUSの審査対象となる取引の当事者は、任意に審査申請を行っていましたが、詳細な審査申請書を準備する負担が大きかったため、FIRRMAにおいては、原則5頁以内の簡易な申告書(Declaration)を提出することができるようになりました。申告によって、従前よりも簡易な手続によって取引の実行にかかる承認を得られる可能性があります。

一方、FIRRMAにより、外国政府が実質的な影響を及ぼす外国人が、重要技術・重要インフラまたは米国市民のセンシティブな個人情報を扱う米国事業(sensitive U.S. companies)に実質的な持分(substantial interest)を有することになる場合、CFIUSは取引完了の45日前までに申告を行うように義務付けることができます。

また、CFIUSは規則により、重要技術(critical technology)を扱う米国事業に対する広範な投資に関して、事前の申告を義務付けることが認められています。後記3のパイロットプログラムは、当該権限に基づき、重要技術への外国投資に関して適用されることとなります。

3. パイロットプログラムの概要

FIRRMAの主な規定は、関連する規則等の発表後またはFIRRMAの成立から18か月後(2020年2月13日)に施行されることとなっていますが、FIRRMAの成立時点では未発効の規定を試験的に施行するパイロットプログラムを

実施することが認められています。実際に2018年11月10日から、パイロットプログラムが適用されることとなりました。

具体的には、外国人が支配を取得しないマイノリティ出資であったとしても、パイロットプログラムにおいて特定された27の産業に関する重要技術(前記2の①)に該当する事業)を扱う米国企業への投資により、実質的な意思決定に関与する場合(involvement in substantive decisionmaking)は、CFIUSへの申告が義務付けられることになりました。

パイロットプログラムの適用の対象となる“Substantive decisionmaking”には、例えば企業戦略や事業開発(corporate strategy and business development)、戦略的パートナーシップ(strategic partnerships)等に関する意思決定が含まれ、議決権の多寡は関係ありません。また、“involvement”は、最終的な決定権限を有している場合に限られず、決定権限者とともに会議体に参加する権利や決定権限者へのアクセス権をも含むものとされています³。

当該27の産業分類には、誘導ミサイル・ロケット製造業等だけではなく、コンピューター製造業・半導体装置製造業・蓄電池製造業・光学機器製造業等、国家安全保障上の関わり合いが必ずしも明白ではない産業も含まれていることに留意が必要です。

4. 実務上の検討点

FIRRMAは、特に日本企業による投資を妨げることを目的としたものではありませんが、近年は日本の事業会社がシリコンバレーを中心とした先端的な技術を有する米国のベンチャー企業に対してマイノリティ出資を行い、事業・技術提携を目的とする取引も増えてきており、FIRRMAによるCFIUSの審査制度の改正点を十分に踏まえて、投資取引に対応する必要があります。

例えば、日本企業は、出資先会社の取締役会におけるオブザーバーの参加権を求めることがありますが、重要技術(critical technology)を取り扱う企業への出資の場合、マイノリティ出資であったとしても、パイロットプログラムの対象として申告が義務付けられる可能性がありますので、各種投資契約書における対応については早期に専門家に相談すべきと思われます。以上

¹ スティーブン・クローリー、小林広樹『CFIUS(対米外国投資委員会)による米国の対内投資審査—日本企業が知るべき最新動向と留意点—』(<https://www.lw.com/thoughtLeadership/CFIUS-review-primer-japanese-investors>)、『The New U.S. Foreign Investment Regime: CFIUS and Its Impact on Japanese Companies』(December 2018)(Covington)参照。

² Fujian Grand Chip Investment(中国)によるAixtron(ドイツ半導体企業)の買収、Canyon Bridge Capital Partners(中国)によるLattice Semiconductor(米国半導体)の買収、Broadcom(シンガポール)によるQualcomm(米国半導体企業)の買収等。

³ <https://home.treasury.gov/system/files/291/Pilot-Program-FAQs.pdf> 参照。